

バンドスコア訴訟 最高裁判決の内容・評価・影響

最二小判令和 8 年 10 月 9 日（令和 6 年(受)第 2078 号 損害賠償請求事件）

調査レポート 2026 年 10 月 9 日（調査時点：同日 22 時 JST）

Claude Opus 5.5

凡例：見出しの【事実】は公表資料・報道で確認した事項、【分析】は本稿の分析・推測を示す。文中の上付き番号は文末の参考文献に対応する。判決全文は本稿作成時点で未確認であり、最高裁の判旨は報道に依拠している。

要旨

- ・ **結論**：最高裁第二小法廷（三浦守裁判長）は 2026 年 10 月 9 日、上告を棄却した^[1,2,3]。著作権法で保護されないバンドスコアを模倣して無料公開した行為を民法 709 条の不法行為とし、約 1 億 6900 万円の賠償を命じた東京高裁判決が確定した^[2,4]。裁判官 4 人全員一致の意見と報じられている^[4]。
- ・ **意義**：著作権法で保護されない表現物の利用について、営業上の利益の侵害を理由に最高裁が民法上の賠償責任を認めたのは初めてと報じられている^[3,4]。
- ・ **法理**：北朝鮮映画事件判決^[5]の枠組みは維持された。長期・大量の模倣、採譜コストへのただ乗り、原告の売上減少とその認識、公正な競争秩序への悪影響を総合し、「自由競争の範囲を逸脱した営業妨害」として「特段の事情」を認めた^[3,4]。判例変更ではなく、例外の具体化とみるのが妥当である（分析）。
- ・ **評価・影響**：フリーライド抑止として評価する実務家の見方がある一方^[6,7]、立法で見送られた保護を不法行為で補うことへの批判もある^[8,9]。個人の耳コピや演奏動画への直接の影響は小さいとみられるが、データベース、スクレイピング、AI 学習データなど「労力の成果」をめぐる紛争で援用される可能性がある（分析）。

1 事件の基本情報 【事実】

項目	内容
事件番号	令和 6 年(受)第 2078 号 損害賠償請求事件（上告受理事件） ^[1]

項目	内容
判決日・法廷	令和 8 年（2026 年）10 月 9 日、第二小法廷（裁判長 三浦守） ^[1,3]
結論	上告棄却。原審（一部認容）判決が確定 ^[2,3,10]
原告（被上告人）	株式会社フェアリー（楽譜出版社）。JASRAC に使用料を支払い、耳コピで採譜したバンドスコアを販売 ^[3,11]
被告（上告人ら）	株式会社 GLNET（サイト「GLNET+」を運営。「U-FRET」も運営）とその代表取締役ら（一審被告は計 3 名） ^[8,12]
第一審	東京地判令和 3 年 9 月 28 日（平成 30 年(ワ)第 19860 号・第 33090 号、民事第 4 部）：請求棄却 ^[1,8,13]
控訴審	東京高判令和 6 年 6 月 19 日（令和 3 年(ネ)第 4643 号、第 17 民事部）：原判決一部取消し、1 億 6925 万 5305 円等の支払いを命令 ^[9,14]
上告審	令和 8 年 9 月 11 日弁論、同年 10 月 9 日判決 ^[2,15,16]
請求額	5 億円 ^[4,17]
個別意見	「裁判官 4 人一致の意見」と報道。補足意見・反対意見を伝える報道は見当たらない（全文未確認） ^[4]

前提の確認：本件の控訴審は知財高裁ではなく東京高裁（通常部）である^[18]。原告は著作権侵害を主張せず一般不法行為のみを主張していたため、知財専門部ではなく通常部に係属した^[7]。

2 争点の整理 【事実】

- ① **著作物性・編曲該当性：**争点になっていない。採譜は楽曲を正確に再現する作業で創作的付加がなく、二次的著作物（編曲）にも当たらないことが前提とされ、原告も著作権侵害を主張していない。楽曲自体の著作権は管理事業者が管理し、両当事者とも許諾を得ていた^[6,7]。二審は、バンドスコアは著作権法 6 条各号の保護を受ける著作物に該当しないと述べている^[6,9]。
- ② **一般不法行為の成否：**上告審の唯一の争点。最高裁広報課の事案概要は、上告人らの行為に北朝鮮映画事件判決のいう「特段の事情」があり、不法行為を構成するといえるか否か、と整理している^[19]。

- ③ **不正競争防止法**：確認できた範囲では主張されていない。形態模倣（2 条 1 項 3 号）や営業秘密などの類型に当てはまらず、日本の不競法には一般条項もないため、民法 709 条のみで争われたとみられる。
- ④ **模倣の事実認定**：一審と二審の結論を分けた最大の要因である^[14]。
- ⑤ **損害額**：二審は、被告スコアへのリクエスト数と原告スコアの実売利益を基礎に算定した^[18]。

3 下級審の経過 【事実】

3.1 東京地裁（請求棄却）

耳コピの結果が似ること自体は当然であり、類似だけでは模倣とはいえないとした。そのうえで、独自表記や明らかな誤りの一致など「独自に採譜すれば一致し得ない表記」の一致を要求し、相違部分があることを理由に模倣を否定した。北朝鮮映画事件判決には触れず、模倣が認められた場合に不法行為となるかの判断もしていない^[8,14]。

3.2 東京高裁（逆転・一部認容）

- ・ **法理**：北朝鮮映画事件判決を引用したうえで、販売目的で採譜されたバンドスコアを無断で模倣して販売等する行為は、採譜にかかる時間・労力・費用と技能修得へのフリーライドであり、営利目的で公正かつ自由な競争秩序を害する手段・態様により市場で競合するとともに、害意をもって顧客を奪う営業妨害に当たるとして「特段の事情」を認めた。フリーライドを許せば「音楽出版業界そのものが衰退し、音楽文化の発展を阻害する結果になりかねない」ことも理由に挙げている^[14,18]。
- ・ **模倣認定の基準**：音高・音価・ハーモニー・リズム・演奏ポジション等の「基本となる演奏情報」がほぼすべて一致し、それが単一パートでなくスコア全体に及ぶ場合には模倣と認める、という基準を示した^[18]。
- ・ **認定の根拠**：誤りの一致、特有表記の一致、一致率 90%超、被告代表者による 608 曲の購入とそのうち 598 曲の購入当日・翌日以降の公開、採譜者への原告スコアの事前送付などから組織的模倣を推認し、具体的に主張された 11 曲から 579 曲全体について模倣を認めた^[8,20]。
- ・ **時系列**：原告は平成 30 年 6 月 3 日に被告会社へ公開終了を求める文書を送付し、被告会社は同月末頃に本件サイトを閉鎖した^[21]。

4 最高裁判決の判旨 【事実：報道ベース】

- ・ **一般論**：自由競争の範囲を逸脱して営業上の利益を侵害した場合には不法行為に当たる、との判断を示した^[2]。
- ・ **当てはめ**：被告側は少なくとも約6年半にわたり579曲分を模倣し、バンドスコア制作に要する多大な負担を免れた。原告の売上が大きく減少した期間もあり、被告は営業の継続に直接的で重大な悪影響を及ぼすことを認識していた。同様の行為が許されれば、採譜を行う楽譜出版社は市場で著しく不利な立場に置かれ、公正な競争秩序が害されかねない。以上から「自由競争の範囲を逸脱して営業を妨害した」と結論づけた^[3]。
- ・ **産経の報道**：模倣版を無料公開して広告収入を得ていた行為を、自由競争の範囲を逸脱して営業上の利益を侵害するものと認定し、「特段の事情」があるとした^[4]。解説記事は、程度・期間などを総合的に考慮し、著しく不公正な手段で営業の継続を困難にさせる行為として利益侵害を認めたと伝えている^[22]。
- ・ **排斥された上告人の主張**：楽譜を参考・模倣して新たな楽譜を作成・公開するのは通常想定される利用行為にすぎない、著作権で保護されない以上その利用は原則として自由である、との主張は退けられた^[17]。

5 北朝鮮映画事件判決との関係 【分析】

5.1 判例変更ではなく「特段の事情」の具体化

報道された判旨の構成からみて、最高裁は平成23年判決の原則（著作権法が保護しない利用は原則として不法行為を構成しない）を維持し、例外の中身を「自由競争の範囲を逸脱した営業妨害」として示したにとどまると読むのが自然である。平成23年判決自体も、結論部分で当該利用は自由競争の範囲を逸脱して営業を妨害するものとはいえないと述べていた^[5]。本判決はその裏側、すなわち逸脱が認められる場合を初めて具体的に示したものと位置づけられる。

5.2 射程は限定的とみられる

二審の理由づけと比べると、最高裁は「音楽文化の発展阻害」といった政策的・産業保護的な表現よりも、行為態様（長期・大量・営利・認識）と原告の営業への影響（売上減少）に重心を置いた可能性がある。全文を確認するまでは推測にとどまるが、そうであれば射程はかなり絞られる。

5.3 未解決の論点

前田哲男氏は、北朝鮮映画事件判決は著作権法 6 条（保護を受ける著作物の範囲）の問題を扱ったものであり、2 条 1 項 1 号の定義に当たらない情報とは場面が異なると指摘し、二審は両者を混同していると批判する。上野達弘教授も、非著作物の利用は平成 23 年判決の射程外と論じているという^[7]。最高裁がこの点に触れたかどうかは、報道からは分からない。

6 評価・評判 【事実：各論者の見解】

6.1 肯定的評価

- ・ **前田哲男氏**（弁護士・早稲田大学客員教授）：相関関係説を参考に、①差額説的な損害、②悪質な行為態様と重大・直接的な影響、③著作権法上の保護と自由のバランスを崩さないこと、の 3 点がそろえば「特段の事情」を肯定できるとする枠組みを示しており、結論の方向性と親和的である^[7]。
- ・ **長島・大野・常松法律事務所**（田島弘基・鎧由暢）：本件と将棋 YouTuber 事件の各判決は、ビジネスモデルを脅かす保護に値しない者を排除するという「消極的評価」の結果と理解すべきであり、投下労力が大きいだけでは不法行為は成立しないと整理する^[6]。
- ・ **窪田法律事務所**（加藤ちあき弁理士）：二審判決をかなり踏み込んだものと評価しつつ、安易に不法行為を認めるべきでないとする考え方と、一般条項がない以上フリーライドは救済されるべきとする考え方が拮抗していると指摘する^[14]。
- ・ **報道**：時事通信は、表現物の営利目的での二次利用をめぐる他の訴訟に影響を与えそうだと伝え^[3]、産経新聞は、データベースやニュースサイトの見出しをめぐる同種訴訟に影響する可能性を指摘している^[22]。いずれも記者の見通しである。

6.2 批判的評価

- ・ **小泉直樹教授**（慶應義塾大学）：楽譜の版面利用について著作権法上の隣接権を新設する案が審議会で議論され、明確に見送られた経緯を指摘する。楽譜の利用は、著作権法がある利用行為を許容するという政策決定を明示的に行っている場面に当たり、必ずしも明確でない「フリーライド」「営業妨害」を理由に不法行為を認めることに疑問を示す^[8]。
- ・ **根岸裕一氏**（日本弁理士会 著作権委員会）：本件の「営業上の利益」は実質的に情報を独占的に利用する利益であり、著作物の利用による利益と異なるとはいえないと論じる。イン

センティブ論はそもそも著作権法の正当化根拠であり、司法が不法行為法で保護すれば国家による過度な介入になりかねないと批判する^[9]。

- ・石井あやか弁護士（骨董通り法律事務所）：安易に一般不法行為を認めると予測可能性が下がり、本来許される利用まで萎縮させるおそれがあると指摘する^[23]。

6.3 当事者・業界団体・SNS

- ・フェアリー社、被告側代理人、日本楽譜出版協会、JASRAC の判決後の公式声明・プレスリリースは確認できなかった。
- ・SNS（X）では判決前から事案を整理する解説投稿が拡散していた^[24]。ただし、賛否の傾向を定量的に示す資料は見当たらない。

7 影響 【分析】

7.1 実務（耳コピ・楽譜共有・アプリ・動画）

- ・個人が自ら耳コピして採譜する行為や、それを演奏・動画化する行為は、本判決の射程外とみるのが妥当である。判決が問題にしたのは他社スコアの模倣であり、しかも長期・大量・営利・競合という態様だった。なお、楽曲自体の著作権処理（JASRAC 等の許諾）は従来どおり必要である。
- ・楽譜共有サイト、コード譜・タブ譜サイト、楽譜アプリの事業者にとっては、他社の市販譜を参照・転記して公開する運用が不法行為リスクとして顕在化した。採譜工程の独立性（採譜者に他社譜を渡さない、作業記録を残す等）が重要な防御要素になる。二審が誤りや特有表記の一致から組織的模倣を推認した手法は、今後の立証のモデルとなり得る^[18]。
- ・前田氏は、市販スコア 1 枚を撮影して SNS に投稿する程度では、通常は売上減少という損害を観念しにくいとしている^[7]。小規模・単発の利用まで違法化する判決ではないと考えられる。

7.2 「労力・投資の成果」の保護一般への波及

- ・棋譜のリアルタイム配信をめぐる将棋 YouTuber 事件では、大阪高判令和 7 年 1 月 30 日、東京地判令和 7 年 5 月 21 日、東京高判令和 8 年 3 月 12 日がいずれも一般不法行為を認めている^[6,22]。下級審ではすでに同じ方向の流れがあり、本判決はそれを最高裁として裏づける形となる。

- ・ データベース^[25]、スポーツデータ^[26]、ニュース見出し（ヨミウリ・オンライン事件、知財高判平成 17 年 10 月 6 日）^[22]、スクレイピングしたデータの競合サービスへの転用など、創作性はないが投資を要する情報の丸ごと・継続的な競合利用では、援用される可能性が高い。
- ・ AI 学習データや生成 AI 出力への波及は、現時点では推測の域を出ない。著作権法 30 条の 4 は学習利用を広く許容しており、まさに「著作権法が利用を許容する政策決定」をした領域である。小泉教授の論理を当てはめると、不法行為による補完には特に慎重であるべき分野であり、少なくとも学習行為そのものが本判決のいう競合市場での顧客奪取に当たる場面は限られると考えられる。

7.3 立法論

不正競争防止法の一般条項（成果冒用・フリーライド一般を規制する条項）について、経済産業省の逐条解説は、導入の是非に積極論・消極論の両方があるものの、平成 5 年以降の改正でも旧法以来の限定列挙主義を維持してきたと説明している^[27]。本判決を受けた経産省・文化庁の具体的な改正の動きは確認できなかった。楽譜版面の隣接権は過去に審議会で見送られている^[8]。

8 実務上の示唆 【分析】

- ・ **権利主張側（楽譜・データ事業者）**：著作権に頼れない成果物については、許容する利用方法をガイドライン等で公表し、採譜・収集のコストや売上推移の記録を残す。誤りや特有表記を意図的に管理する「透かし」的な手法も有効であり、これらは「特段の事情」の立証資料となる。
- ・ **利用側（共有サイト・アプリ事業者）**：他社の市販譜やデータベースを制作工程に持ち込まない体制を整え、独自採譜・独自収集の記録を残す。広告収益型で無料提供する競合モデルは本件の事実関係に最も近く、特に注意を要する。
- ・ **AI・データ事業者**：本判決を根拠に学習行為が直ちに違法となるとは考えにくいだが、特定事業者のデータを丸ごと取り込み競合サービスとして提供する設計は避けるのが賢明である。
- ・ **研究者・実務家**：判決全文の公表後、①一般論の文言、②2 条 1 項 1 号と 6 条の区別への言及の有無、③個別意見の有無を確認すべきである。

9 留意事項（確認できていない点）

- ・ **判決全文は未確認**：2026 年 10 月 9 日 22 時時点の検索でも、裁判所ウェブサイト上の判決全文は確認できなかった。判旨は時事・共同・毎日・産経・NHK の報道に依拠しており、

カギ括弧内には記者による要約が含まれている可能性がある。主文は各報道で「上告棄却」と一致している。

- ・ **小法廷の構成**：2026 年夏時点の第二小法廷の構成（高須順一・三浦守・岡村和美・尾島明）と「4 人一致」の報道から推定したもので、判決文では確認していない^[4,28]。
- ・ **賠償額の表記**：「約 1 億 6900 万円」（時事・産経・NHK）と「約 1 億 7000 万円」（毎日・窪田法律事務所）は同じ金額の丸め方の違いであり、正確には 1 億 6925 万 5305 円等である^[9]。
- ・ **時系列の整合**：朝日新聞はサイトが 2018 年に閉鎖されたと報じ^[11]、小泉論文は被告代表者による原告スコアの購入期間を平成 20 年 8 月頃から平成 31 年 4 月頃と記載している^[8]。SOFTIC 判例ゼミ資料の時系列では、本件サイト閉鎖が平成 30 年 6 月末頃、原告スコアの購入完了が平成 31 年 4 月頃とされており^[21]、両者は矛盾しない。
- ・ **情報源の制約**：時事・毎日・産経の一部記事は本文を自動取得できず、検索結果の抜粋に依拠した（参考文献に注記）。判決後の当事者・業界団体のコメントは確認できていない。評価欄の学説はすべて二審判決に対するもので、最高裁判決に対する評釈はまだ出ていない。

参考文献

URL はいずれも 2026 年 10 月 9 日に参照。〔 〕内は確認状況に関する注記。

- [1] 最高裁判所「開廷期日情報」（令和 6 年(受)第 2078 号の期日掲載）
https://www.courts.go.jp/saikosai/kengaku/saikousai_kijitsu/index.html
- [2] NHK「バンドスコア模倣し無料公開 賠償命令が確定 最高裁」NHK ニュース（2026 年 10 月 9 日）
<https://news.web.nhk/newsweb/na/nd-20261009de57441>
- [3] 時事通信「楽譜模倣し公開、賠償確定 著作権外の表現物巡り初判断ーバンドスコア訴訟・最高裁」
 時事ドットコム（2026 年 10 月 9 日）〔本文は自動取得できず、検索結果の抜粋に依拠〕
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2026100900696&g=soc>
- [4] 産経新聞「著作権で保護されない『バンドスコア』 模倣版の無料公開で利益侵害認める 最高裁」
 Yahoo!ニュース配信（2026 年 10 月 9 日）〔本文は自動取得できず、検索結果の抜粋に依拠〕
<https://news.yahoo.co.jp/articles/d87dc10a925d8be5dde68c45e72a23b9c2df956d>
- [5] 最一小判平成 23 年 12 月 8 日民集 65 巻 9 号 3275 頁（北朝鮮映画事件）〔判例集の掲載頁は要確認〕
- [6] 田島弘基・鏝由暢「著作権の侵害が認められない場合における一般不法行為の成否に関する近時の裁判例（バンドスコア事件、将棋 YouTuber 事件）」長島・大野・常松法律事務所（2025 年 8 月 4 日）
<https://www.nagashima.com/publications/publication20250804-1/>
- [7] 前田哲男「バンドスコア事件ー著作物でない情報の利用が一般不法行為になる場合」RCLIP（早稲田大学知的財産法制研究所）
<https://www.rclip.jp/jp/publications/bandscore>
- [8] 小泉直樹「〔判例研究〕バンドスコアの模倣行為について一般不法行為の成立が認められた事例」
 慶應法学 54 号（2025 年）
https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AA1203413X-20250225-0047.pdf?file_id=188932
- [9] 根岸裕一「知っておきたい著作権判決例（その 4）ー東京高判令和 6 年 6 月 19 日 令和 3 年(ネ)第 4643 号」パテント 79 巻 2 号 38 頁以下（2026 年）
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4777>
- [10] 共同通信「バンド楽譜無料公開、賠償確定 最高裁『自由競争を逸脱』」中日新聞 Web（2026 年 10 月 9 日）
<https://www.chunichi.co.jp/article/1323058>
- [11] 朝日新聞「『バンドスコア』を模倣し無断公開、賠償責任は？ 最高裁で 9 日判決」Yahoo!ニュース配信（2026 年 10 月）
<https://news.yahoo.co.jp/articles/0dac7fa626f911a4d2bbfdaa526d59e8bd2b4909>
- [12] 有斐閣 Online「スコアを無断複写する行為の不法行為該当性を否定した事例」
<https://yuhikaku.com/articles/-/13063>
- [13] BUSINESS LAWYERS「バンドスコア事件ー著作権法が保護しない表現の模倣と不法行為」
<https://www.businesslawyers.jp/articles/1436>
- [14] 窪田法律事務所（加藤ちあき）ニュースレター「音楽バンドの楽譜（バンドスコア）を制作し…」
<https://kubota-law.com/nlr070114j3.html>

- [15] 共同通信「バンド楽譜公開賠償責任は 11 日に弁論、最高裁判断へ」新日本法規 WEB サイト転載
(2026 年 9 月 8 日) <https://www.sn-hoki.co.jp/articles/article4892795/>
- [16] 日本経済新聞「著作物にあたらぬバンド楽譜、模倣し無料公開は営業妨害か 最高裁弁論」(2026 年 9 月) <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD0962J0Z00C26A9000000/>
- [17] 毎日新聞「著作物でなくても『バンドスコア』模倣に賠償責任 最高裁初判決」Infoseek ニュース配信 (2026 年 10 月 9 日) [本文は自動取得できず、検索結果の抜粋に依拠]
https://news.infoseek.co.jp/article/mainichi_20261009k0000m040095000c/
- [18] 松尾剛行「バンドスコア事件（非著作物たるバンド音楽の楽譜の模倣につき不法行為を認めた事案）～東京高裁令和 6 年 6 月 19 日判決～」WLJ 判例コラム第 340 号（文献番号 2025WLJCC005、2025 年 2 月 25 日）
<https://www.thomsonreuters.co.jp/ja/westlaw-japan/column-law/2025/250225/>
- [19] 最高裁判所「令和 6 年(受)第 2078 号 事案の概要」
https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/jiangaiyou_06_2078.pdf
- [20] 川村真文「バンドスコア（著作物ではない）を模倣し無料効果⇒不法行為（肯定）」弁護士川村真文の視点（ブログ、2026 年 7 月）
<http://kmasafu.moe-nifty.com/blog/2026/07/post-30e99f.html>
- [21] 西村順一郎・吉原祐介「SOFTIC 判例ゼミ（第 7 回）東京高判令和 6 年 6 月 19 日（令和 3 年(ネ)第 4643 号）～バンドスコア事件～」一般財団法人ソフトウェア情報センター
https://www.softic.or.jp/index.php/download_file/view/0e240db6-ce49-4dca-bfcc-0a8a5b3459c3/726
- [22] 産経新聞「専門職が『耳コピ』で作るバンドスコア コストへのフリーライドに警鐘 同種訴訟に影響も」Yahoo!ニュース配信 (2026 年 10 月) [本文は自動取得できず、検索結果の抜粋に依拠]
<https://news.yahoo.co.jp/articles/87d8e30fa1fc4abd3a8115c9bbc712d2197a0c9f>
- [23] 石井あやか「採譜されたバンドスコアの流用はどこまで自由か？ 著作権法で保護される『著作物』に該当しない場合の一般不法行為」骨董通り法律事務所コラム（2025 年 2 月 26 日）
<https://www.kottolaw.com/column/250226.html>
- [24] 「それ、調べといた。」 (@sore_shirabeta) X 投稿
https://x.com/sore_shirabeta/status/2098335588730769450
- [25] 森・濱田松本法律事務所 ニュースレター（2025 年 1 月 20 日）（東京高判令和 6 年 6 月 19 日〔バンドスコア事件〕等を扱うもの）
<https://www.morihamada.com/sites/default/files/newsletters/ja/joint/20250120/01.pdf>
- [26] 「スポーツデータへのフリーライドに対する不法行為成立の可能性ーバンドスコア事件高裁判決を踏まえてー」Lexology（法律事務所ニュースレター転載）
<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=321339c6-7221-4362-a2af-540239708da4>
- [27] 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説 不正競争防止法』[引用箇所の版・頁は未確認]
- [28] 新日本法規「裁判官情報 三浦守」
<https://www.sn-hoki.co.jp/judge/judge5264/>